

意見に対する市の考え方

意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
前文	<p>「なぜ中小企業小規模企業の振興をするのか」という点が抜けているのではないか。</p> <p>「地方の労働者の90%以上が中小企業小規模企業に勤務し生計を立てているという実態を踏まえて、地域の中小小規模企業の振興こそが、市民や地域を元気にする」という視点を統計数値等も引用して条例に反映すべき。</p>	<p>統計的な数値につきましては、解説文に追記します。</p>
前文	<p>上田の町が住みよいまちで住み続けたい町として、市民・事業者及び市は、中小企業がこの町で発展し続けるとともに、働く人が生きがいと働きがいを得ることができるよう、相互信頼と信頼のもと、協働する必要がある。との考えのもと、市内の中小企業の振興を図っていくということが地域づくりを推進していくという理念を明示すべき。</p> <p>また、飛鳥時代より東山道が通り交通の要所であったことや江戸時代から教育、寺子屋等の教育に力を入れ、養蚕業が栄える基盤ができていたことも記すべき。</p>	<p>前文は、出来る限り簡潔に上田市の特徴や中小企業者及び小規模企業者が地域として重要な役割を果たしていることを述べており、様々な要素を入れ込むのは難しいため、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>ご提案の「働く人が生きがいと働きがいを得ることができる」、「相互信頼と信頼のもと、協働する」については、他の条文や解説文に追記します。</p>
前文	<p>「中小企業・小規模企業の重要性」の定義が薄いと感じる。前文 11 行目～14 行目に役割が触れているが、一般論を超えない。</p> <p>地域の特性や各産業の発展から、なぜ中小企業・小規模企業の振興の必要性につながるのか。「中小企業・小規模企業は、雇用の 97%を支えるということはもとより、地域に根を下ろしている立場から、地域の盛衰には、当事者としてかかわる立場であり、自社の都合だけではなく、自社に損があろうとも地域のために働かざるを得ない。全国規模の大企業やチェーン店舗だけ</p>	<p>ご意見のとおり、中小企業・小規模企業の産業構造上の課題を考慮することは重要であると考えため、第4条(市の責務)の第1項に「産業構造を踏まえた上で」という文言を追記します。</p>

	<p>では地域の生活は成り立たないと考える。</p> <p>同時に事業性としては大企業の下請けや、人口構成上収益が取りにくい地域での事業を行うなど、収益性が低くなりがちであるが、「地域を捨てられない」からこそ収益性が低くなってしまいう状況も知らなくてはならない。</p> <p>一方、政策等においては、効果性や効果測定の観点から、例えば大企業・中堅企業、あるいは特色のあるごく一部の中小企業をモデルとして、立案されることが多く、一番地域に貢献し、地域の日常を作り出しているはずの中小企業・小規模企業に対しての施策は、一概には対応できず、一つ一つの施策の効果が低く見えにくいことや、統計上の平均値などを算出するとパレートの法則などで施策を打つべき優先順位が低くなることは当然に考えられる。</p> <p>この目に見えにくい重要性と、構造上の矛盾が中小企業・小規模企業振興における重要課題であると考え。そして、だからこそ、本条例が必要。以上より、具体的提言としては、中小企業・小規模企業の重要性および構造の事実につき、一歩踏み込んだ明記をすべき。</p> <p>可能であれば、「中小企業・小規模企業の必要性と現実」のような形で1条を設けるべき。</p> <p>もしくは、前文内において、「中小企業・小規模企業の重要性」を一歩踏み込んだ形での表記をすべき。</p>	
<p>(目的) 第1条 ※(パブリックコメント附属資料 条例(案) 【概要】)</p>	<p>1 制定理由 中に「中小企業振興を巡る法改正や全国自治体の動向等を踏まえ、上田市においても中小企業・小規模企業振興の基本方針や市及び関係者の役割等について明確にすることを目的に、条例を制定するもの」との記載があり、(周りの自治体もやっているから)「市及び関係者の役割等について明確にしておこうか」が目的となってしまう。</p> <p>本来の理由はその下に記している「市内企業のうち99%を占める中小企業の現状を踏まえ、抱える課題をより早く解決することで、中小企業を中心とした地域経済の活性化を取り戻すため」に条例を定めるのではないかと。そうであれば、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるような取り組みをどのように上田市の責において行っていくかという決意表明を条文とすべきでないか。</p>	<p>ご意見のとおり、経済活力の源泉である中小企業の積極的な振興を図るために条例を策定することが目的であります。概要などの資料作成に当たっては、誤解の生じないように留意してまいります。</p>

<p>(目的) 第1条</p>	<p>この振興基本条例を定める(定めなければならない)真の目的は何か。 根本的に「中小企業・小規模企業振興基本条例を定める目的」が間違っているのではないか。 この始まりが平成22年に中小企業憲章が閣議決定され、それを元に中小企業振興条例を定めることになっていることだとすれば、「経済活力の源泉である中小企業、小規模事業者がその力を思う存分に発揮できるように、中小企業組合、業種間連携などの支援活動が円滑に行われるようにするために目的を定める」のではないか。 そしてこの目的を達成することにより、上田市がさらに発展していくために基本理念を掲げ、中小企業、小規模事業者に関わる者それぞれの立場を明確にし、上田市として責任を持って「取り組んでいくこと」をこれ以降の条文に記す必要があるのではないか。</p>	<p>目的につきましては、一見して条例の内容を理解・推測することが出来るように条例制定の趣旨・目的を出来る限り簡潔に表現したものです。 中小企業憲章等を踏まえた上で、ご意見の内容につきましては、前文や第3条(基本理念)に同等の内容を記載していると考えております。</p>
<p>(目的) 第1条</p>	<p>より分かりやすく具体的に記すべき。 本条例は市内の中小企業の振興について基本となることを定め社会構造の変化・変革に対応した産業集積を維持してその発展を促進し、市民・事業者及び市はそれぞれの立場役割について相互に理解を深め健全で調和のとれた地域づくりに寄与する。 ※市内の中小企業: 上田市で事業を行っている本支店を含む ※産業集積: 工業・農業・サービス業を含めた集積を意味する ※相互の理解: 地域づくりにおける産業の重要性に共通の認識を持つと共に役割について理解する ※健全で調和のとれた地域づくり: 中小企業の振興と環境との調和が図られ、市民の生きがいのある豊かな生活ができる地域づくりが進むこと</p>	<p>本条例は、理念条例であり、目的につきましては、一見して条例の内容を理解・推測することが出来るように条例制定の趣旨・目的を出来る限り簡潔に表現したものであるため、ご意見の内容につきましては、解説文に反映させていただきま</p>

<p>(定義) 第2条</p>	<p>第 1 項(3)中小企業関係団体等に「中小企業家同友会」を固有名詞として入れていただきたい。</p> <p>同団体は中小企業憲章の制定から始まり、全国的に中小企業基本条例の制定運動を推進している経営者団体である。条例制定後の実践的な部分で大いに貢献できる団体である。他県市町村の条例に関しても積極的に関わっている市町村については同団体名が明記されている例がいくつかある。</p>	<p>経営者団体等、任意団体は数多くあるため、その他の中小企業の支援を行う団体として、記載のとおりとさせていただきます。</p>
<p>(定義) 第2条</p>	<p>第 1 項(3)中小企業団体等に「中小企業家同友会」を加筆すべき。他県の条例の中には同団体の記載を見かけることがある。</p> <p>また、同項(7)として「上田市民」の定義を加筆すべき。上田市民を明確に定義することで業者のすみわけ等がしやすくなるを考える。</p>	<p>第7号として、市民の定義「市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。」を追記します。</p>
<p>(定義) 第2条</p>	<p>定義の中に市民も含めるべき。</p> <p>市民：市内に在住するもののほか、市外に在住するものであっても、上田市内に在職・在学するもの(地域づくりは市民も協働する)</p>	<p>追記します。</p>
<p>全体及び (基本理念) 第3条</p>	<p>条例は市民が読みやすく理解しやすい表現で記載していただきたい。</p> <p>第3条を例とするならば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の振興は、中小企業者による経営基盤の強化及び経営の革新を図るための創意工夫と自主的な努力を促進されるように、行うことを基本とする。 2 中小企業の振興は、中小企業者が多様な分野における特色ある事業活動を通じて、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行われる。 3 中小企業の振興は、国、県、市、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関、金融機関等及び市民その他の関係者の連携及び協力を得て行う。 4 小規模企業の振興は、小規模事業者の経営の規模及び形態を踏まえ、その資源の有効な 	<p>逐条解説を作成してまいります。</p> <p>条文の表現方法の違いのため、記載のとおりとさせていただきますが、第3項については、解説文に「それぞれの立場・役割について相互に理解を深める」を追記します。</p> <p>なお、より強い表現とするために、語尾を「されなければならない」としています。</p>

	活用が図られるとともに、多様な主体との連携及び協力により、その事業の持続的な発展と事業活動が円滑に推進されるように行うことを基本とする。とすべき。	
(基本理念) 第3条	<p>以下のように、具体的施策をわかりやすく書くべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業集積の基盤を強化する施策 ・生活と産業が共存し、高め合う地域づくり推進のための施策(消費者利益の保護を図るとともに市民が安心して商品やサービスを購入できるように消費生活に関する施策等も含む) ・産業に携わる人材を確保し、及び育成するための施策 	<p>施策につきましては、第11条(施策の基本方針)で述べておりますので、基本理念については、記載のとおりとさせていただきます。</p>
(市の責務) 第4条	<p>参照されている中小企業基本法の(国の責務)と同様に市の責務を明確に記す必要があるのではないかと踏まえれば、</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施していくことに責を有する。</p> <p>2 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために、中小企業者、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等及び金融機関等の連携が積極的に行われるように努める。</p> <p>3 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、適正な価格執行及び契約の透明かつ公正な競争に留意しつつ、上田市の中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。</p>	<p>第1項は、同様の趣旨と考えることから、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>第2項は、「積極的に行なわれるよう努める」を追記いたします。</p> <p>第3項は、受注機会の「増大に配慮する」に修正します。</p>
	<p>4 市は、この条例を元にした施策が着実に実施されるようにするため、必要な目標を定めるとともに、適切な時期にこれを評価することができるしくみ(推進協議会の設置等)を置くこととする。</p> <p>と記すほうが適切ではないか。</p>	<p>条例に基づいた施策の推進につきましては、第12条(意見聴取)で検証及び公表することを追記いたします。</p> <p>また、具体的な施策の検証等について</p>

<p>(市の責務) 第4条</p>	<p>この条例が実のあるものとするために、第4項として、 「市は毎年基本条例の推進のために進捗状況を検証し市民に報告する。その責任者は上田市長とする。」を加えて頂きたい。 責任の所在が行政の長であると明確化することと、毎年のプランニング及び検証を行うことで更なる中小企業の発展と地域の振興が可能となると思う。</p>	<p>は、検討員会等を立ち上げ検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>(市の責務) 第4条</p>	<p>第3項を「市の工事の発注並びに物品及び役務の調達にあたっては適正な価格・予算の執行及び透明かつ公平公正な競争に留意しつつ、市内の中小企業者の受注機会に積極的に確保に努めなければならない」</p>	<p>受注機会の「増大に配慮する」ものとするに修正します。</p>
<p>(中小企業者の努力) 第5条</p>	<p>中小企業基本法第7条から第9条を要約すれば、「中小企業者が、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展のために努力し継続していかれるように、行政府(市)は特に小規模企業への配慮をしつつ、必要な法制上、財政上及び金融上の措置を行い、中小企業に関する団体又は関連のあるものが協力して施策が実施されていくようにしなければならない。」と解釈でき、それを踏まえれば、第3項から第5項は主語を中小企業者に限定することなく、以下のようにすべきではないか(第3項、第4項は別の条に移して記すべきではないか)。 3 中小企業者間並びに行政、中小企業関係団体等、大学等、金融機関等は中小企業者との連携を図るよう努めるものとする。 4 中小企業者が、雇用機会の確保や人材の育成を図るとともに、従業員の福利厚生の充実及び仕事と生活の調和を図ることのできるよう、関連団体は中小企業者と共に労働環境の整備に取り組むよう努めるものとする。 5 中小企業者は、市及び中小企業組合、教育機関等と共に、地域の将来を担う児童、生徒及び学生に対し、職業体験の機会を提供する等により、勤労観及び職業観の育成に努めるものとする。</p>	<p>第3条(基本理念)において、中小企業の創意工夫と経営の向上に対する主体的な努力を促進する取り組みの重要性や中小企業者及び小規模企業者が、地域にとって幅広く貢献する重要な存在であるという共通認識のもと、中小企業に関わる全ての者が連携・協力しながら中小企業の振興に取り組むことの重要性を述べております。よって中小企業の振興については、関係者の連携・協力を前提としており、それらを踏まえた上で市の責務、中小企業者の努力、中小企業関係団体等、大企業者、教育機関等、金融機関等の役割をそれぞれ定めているため、記載のとおりとさせていただきます。</p>

	<p>また、第6項、第7項については、中小企業者だけが責を負い、努力するべきものではなく、市の責務で仕組みを構築すべきことなので第5条からは削除し、別の条で市の責務として記すべきである。</p>	<p>第6項につきましては、中小企業者は、市内企業のほとんどを占めるため、市内で生産された商品の購入やサービスの利用等を市や市民が促進するとともに、中小企業者同士が相互に利用することで、地域経済の循環率は高まり、結果、雇用や安定した所得を生み出すことにもつながるため、記載のとおりとさせていただきます。</p> <p>第7項につきましては、中小企業者は経営資源が限られているため、情報収集や支援施策を積極的に有効活用するために、中小企業関係団体等を利用するという趣旨のものであり、記載のとおりとさせていただきますが、第4条(市の責務)の2の解説文に、「中小企業者が経営能力を高められるように中小企業関係団体等の情報提供、設備利用や教育機関等の活用がしやすいように施策の推進を行うこと」を追記します。</p>
<p>(中小企業者の努力) 第5条</p>	<p>以下のように、具体的にわかりやすく記載すべき。 中小企業者は経営の基盤強化、人材の育成及び雇用環境の充実を図り、生きがいと働きがいを得ることができる職場づくりに積極的に取り組む。又、地域の構成員として地域づくりに積極的に取り組むと共に環境との調和に十分配慮する。</p>	<p>条文は、ご意見いただいた内容を個別に分けて表現しており、記載のとおりとさせていただきますが、第2項に「地域づくりに積極的に取り組むとともに環境との調和に配慮し」を追記します。</p>

		また、第4項の「従業員の福利厚生充実及び仕事と生活の調和を図ることのできる」を「従業員が生きがいと働きがいを得ることができる」に修正します。
(大企業の役割) 第7条	以下のように修正すべき。 中小企業と大企業が共に地域づくり・地域発展に欠くことの出来ない重要な役割で有ることを認識し、地域経済の発展及び地域づくりに積極的に取り組むように努める。	中小企業の振興が果たす役割として、「市内経済の発展」に加え、「地域づくり」を追記します。
(金融機関等の役割) 第9条	中小企業・小規模事業者に寄り添い、適切な事業評価を行うことで、個人保証を求めない融資や支援を拡大していくことを金融機関の努力義務として追記すべき。 平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の適用が平成26年2月1日から開始されているため。	経営者保証に関するガイドラインでは、経営者保証については、経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で検討することになっているため、記載のとおりとさせていただきます。
(施策の基本方針) 第11条	SDGsの「誰一人として取り残さない」という理念を基に「多様な人材の就労を推進すること(障がい者、高齢者、ひきこもり者等)と、そのための施策(地域での就労支援、学生へのプレジョブ支援)を加えていただきたい。企業の99.7%が中小企業であるという現実から、今回の条例に上記の文言を加える意味は大きい。「働きやすく、安心して希望の持てる地域」の実現のために大きな指針となると思う。	第4号に、「多様な人材が活躍できる」を追記しました。
(施策の基本方針) 第11条	中小企業の課題の一つに「人手不足」「人員確保の難しさ」があると考えます。 上田市は製造業の町であり、地域の中小企業小規模企業の振興には、より多様性(働きづらさ)を持った人たちが活躍できる仕組みや支援が必要。 よって、第11条中に「より多様な働き手の活躍の推進」を織り交ぜるべき。	

<p>(意見の聴取等) 第12条</p>	<p>中小企業をはじめとした参加者による推進会議のような仕組みとして、上田市の中小企業振興が進んでいるかの進捗確認ができる場とし、市長の責任において、進捗状況を報告し、それに基づくPDCAが回っていく場としていただきたい。</p>	<p>条例に基づいた施策の進捗状況の確認については、条文に、施策の推進状況の検証を行い公表することを追記します。</p>
<p>(意見の聴取等) 第12条</p>	<p>具体的に会議体を定めるべき。 例:上田市中小企業振興会議 委員は15名、学識経験者・市民・事業者・その他市長が必要と認める者、会議に必要な事項は別の規定で決める。</p>	<p>中小企業振興プランの見直しなど検討委員会等を立ち上げ、検討してまいります。具体的な委員構成や施策の検証、公表方法については、ご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>
<p>(意見の聴取等) 第12条</p>	<p>基本条例を推進するにあたって、毎年の検証・推進会議が必要。 広く意見収集が出来る場と日時を明記しその場を設け、その結果も含めて検証・推進会議の人数・日時も明記して開催し市長の主幹会議とする。また、その内容を市民・議会・職員・市長などに広く伝わるようにする。以上を明記すべき。 また、毎年の検証・推進会議の人選には慎重かつ重責という認識を持って臨むべき。本条例に詳しい有識者は少ない。依頼者だけでなく広く市民を含めた立候補者も募集すべき。</p>	<p>中小企業振興プランの見直しなど検討委員会等を立ち上げ、検討してまいります。具体的な委員構成や施策の検証、公表方法については、ご意見を踏まえ、検討してまいります。</p>